

令和 6 年 8 月  
国土交通省物流・自動車局

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の  
一部改正について」に関する意見募集結果について

国土交通省では、令和6年5月24日から令和6年6月23日まで、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」等の一部改正について」についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、3件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 今回の改正と直接的に関係がなかったご意見については、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

**【本件に関する問い合わせ】**

国土交通省物流・自動車局旅客課  
電話：03-5253-8111（内線 41252）

## ご意見の概要及び考え方

No	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>運賃等の公示について、ホームページがなければ掲載しなくても良いという規定は不公平ではないか。</p> <p>また、国土交通省で各社の料金一覧表を一枚掲示すればよいのではないか。</p>	<p>小規模事業者にとって、当該規則の施行日までにホームページを作成し、運賃等を公示することは、非常に難しいことであることから、適用除外規定を設けております。</p> <p>なお、運賃については、自社の経営状況等を踏まえて、各事業者において決定しているものです。</p>
2	<p>旅客自動車運送事業運輸規則で規定する「ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法」について、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」に次のことを明記すべき。</p> <p>(1) 掲載内容は自由に使えるオープンデータとしてライセンスを明示して掲載すること</p> <p>(2) 著作権の対象とならない運賃、時刻等の数値データ等は CC0 等のライセンスを明示して掲載すること</p> <p>(3) 機械可読なデータ形式での掲載を行い、特に数値は何の値か機械的に判断しやすい形式でも掲載することで、利用者がデジタル技術を活用しやすくすること</p> <p>(4) 特に、運賃、時刻等は標準的なバス情報フォーマット、GTFS 形式での掲載を行い、利用者の利便に資すること</p> <p>(5) 同じ掲載対象はどのウェブサイトでも同じ統一のフォーマットで掲載すること</p> <p>(6) ウェブサイトの URL はできるだけ固定して掲載すること</p> <p>(7) 掲載内容がいつの時点の情報か明示して掲載すること</p> <p>(8) 後から参照できるように、過去の情報をウェブサイトから削除せずに掲載しておくこと</p>	<p>本通達は、「どのように公示するのか」を定めるものでございますので、細かな公示の形式等を定めるものではありません。</p> <p>ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

3	<p>高速乗合バスにおける適用を想定し、「その他適切な方法」に定める「関係地方公共団体等のウェブサイトへの記載」について、「乗合バス会社が指定する販売サイト」への掲載も適用可能とするべきではないか。</p> <p>高速バスでは、利用者に対して、「販売上のブランド」を定めた上で、実際の運行は複数の会社が担っているというケースがあることから、運行事業者のサイトに記載することは必ずしも利用者の利便に繋がらない。</p> <p>そこで、各事業者のホームページには、指定した販売サイト・掲載ページへのリンクを貼り、実際の掲載は販売サイト側のページに集約するといった形での運用を許容していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「その他適切な方法」に高速バスにおける販売サイトへの掲載も追加いたしました。</p>
---	--	---